

第2章 応援プランの概要

第1節 性格と位置付け

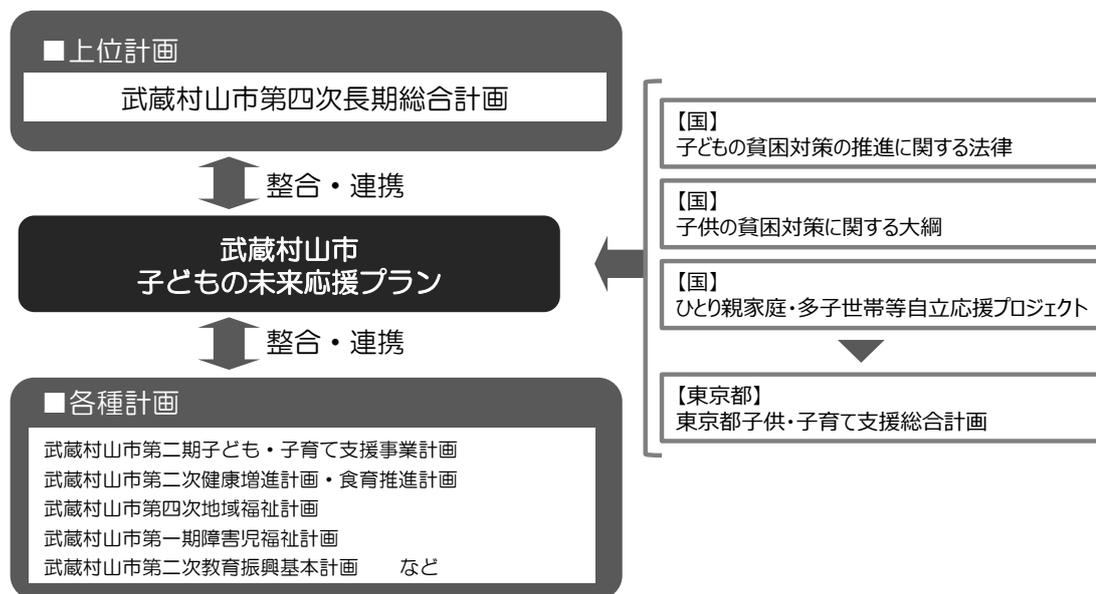
1 応援プランの性格

この応援プランは、子どもの貧困対策法第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものです。

同法に基づき、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）及び東京都子供・子育て支援総合計画を踏まえ、本市が策定した関連計画等との整合・連携を図ります。

2 応援プランの位置付け

この応援プランは、「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とするものです。子ども・子育て支援に関する「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」など関連の深い計画との整合・連携を図りながら、国・東京都の取組も勘案して策定しています。



第2節 応援プランの計画期間

この応援プランは、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間で計画期間とします。



第3節 応援プランの対象

この応援プランは、全ての子ども及びその家庭が対象です。

特に、経済的な困難をはじめ、そこから派生する様々なニーズを抱える子ども及びその家庭とします。